

農業経営基盤の強化の促進に関する 基本的な構想

平成28年9月23日
篠山市

目 次

第 1	農業経営基盤の強化の促進に関する目標	3
第 2	農業経営の規模、生産方法、経営管理の方法、 農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの 効率的かつ安定的な農業経営の指標	6
第 3	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標 その他農用地の利用関係の改善に関する目標	16
第 4	農業経営基盤強化促進事業に関する事項	17
第 5	農地利用集積円滑化事業に関する事項	30
第 6	その他	35
別 紙	1	36
別 紙	2	37

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 篠山市は、兵庫県中東部の中国山地東端に位置し、周囲を総面積の約75%を占めている山林に囲まれ、本市の中央部を横断し西に流れる加古川水系篠山川及び丹南地区に源を発して西南方向に流れる武庫川に沿って耕地が開け、その立地条件を生かして水稲・黒大豆・山の芋を主体とする農業生産を展開してきた。今後は、基幹作物である水稲を中心として経営規模の拡大を進める一方、「丹波篠山黒大豆」、「丹波篠山山の芋」、「丹波篠山大納言小豆」、「丹波栗」、「丹波茶」等の地域特産物を組み合わせた生産の合理化と定着化を図り、稲わら、堆きゅう肥の施用により農地の地力増進に努め、合理的な輪作体系を取り入れた農業生産の拡大を図る。

また、このような農業生産展開の基盤となる優良農地の確保を図ることを基本として、農業振興地域整備計画に即し、引き続き、農村地域の秩序ある土地利用の確保に努めるものとする。

2 篠山市の農業構造については、労働力の高齢化及び兼業化が進む中、恒常的勤務による安定兼業農家が増加したが、最近一層の兼業化によって土地利用型農業を中心として農業の担い手不足が深刻化している。農家1戸あたりの平均耕作地面積は約94aと県平均よりやや大きいが農家所得に占める農業所得の割合は低く、大部分を農外所得に依存している。これらの不安定な兼業従業者の安定的な就業の場を確保するために、地場産業の育成、優良企業の誘致を促進するとともに農業構造の改善を図る。また、農地の資産的保有傾向が強く、安定兼業農家から規模拡大志向農家への農地流動はこれまで顕著な進展をみないまま推移してきたが、最近になって兼業農家の高齢化が進み、機械更新時や世代交代等を機に急速に農地の流動化が進む可能性が高まっている。

一方、中山間地域においては、農業就業人口の高齢化及び減少に伴って、農業後継者に継承されない又は担い手に集積されない農地で一部遊休化したものが近年増加傾向にあることから、これを放置すれば担い手に対する利用集積が遅れるばかりでなく、周辺農地の耕作にも大きな支障を及ぼすおそれがある。

3の1 篠山市は、このような地域の農業構造の現状及びその見通しの下に、農家が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来（概ね10年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成することとする。

具体的な経営の指標は、篠山市及びその周辺市町村において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展をめざし農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並の生涯所得に相当する年間農業所得（主たる農業従事者1人あたり490万円程度）、年間労働時間（主たる農業従事者1人あたり1,800時間程度）の水準を実現できるものとし、また、これらの経営が本市農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことを目指す。

3の2 新たに農業経営を営もうとする青年等については、篠山市及びその周辺市町において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営において他産業従事者と均衡する年間総労働時間として、主たる従事者1人当たり1,800時間程度の水準を達成しつつ、生活に要する所得水準を勘案して、就農後概ね5年後の経営の目標は、主たる従事者1人当たり概ね200万円とする。青年等が、青年等就農計画に掲げた目標の速やかな達成を図るため、就農時における能力に応じて濃密かつ継続的な指導や、各種の研修への参加を支援する。

4 篠山市は、将来の篠山市農業を担う若い農業経営者の意向その他の農業経営に関する基本的条件を考慮した農業者又は、農業に関係する団体、組織が農業の振興を図るために行う自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のある者が農業経営の発展をめざすに当たってこれを支援する農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施する。

このため、篠山市は、農業協同組合、農業改良普及センター等と十分なる相互の連携の下で濃密な指導を行うための体制（篠山市農林振興協議会）をより強化し、人・農地プランの策定、見直しに向けた地域での話し合いを通じて地域ごとに農業の将来方向を定め、それらを担う経営体を明確にし、これらより明確になった経営体を支援する。また、望ましい経営を目指す農業者や、その集団及びこれらの周辺農家に対して上記の濃密指導体制が主体となって営農診断、営農改善方策の提示等を行い、地域の農業者が主体性をもって自らの地域の農業の将来方向について選択・判断を行うこと等により、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導する。

次に、農業経営の改善による望ましい経営の育成を図るため、土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、利用権設定等促進事業、農地利用集積円滑化事業、農地中間管理事業等を活用し、農地保全サポート員による掘り起こし活動を強化して、農地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握の下に、両者を適切に結び付けて利用権設定等を進める。

また、これらの農地の流動化に関しては、集団的土地利用調整を全市的に展開して集団化・連担化した条件で担い手農業者に農用地が利用集積されるよう努める。

特に、近年、増加傾向にある遊休農地については、今後遊休農地となるおそれがある農地を含め、農業上の利用を図る農地とそれ以外の農地とに区分し、農業上の利用の増進を図る農地については、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた農業者又は組織経営体（以下「認定農業者」という。）等への利用集積を図るなど、積極的に遊休農地の発生防止及び解消に努める。なお、これらの取り組みによってもなお担い手の確保が見込めない地域においては、企業等の農地所有適格法人以外の法人等による農業への新規参入の促進及び農地の有効活用の確保を図る。

さらに、このような農地貸借による経営規模拡大と併せて、農作業受託による実質的な作業単位の拡大を促進することとし、農業協同組合と連携を密にして、農地貸借の促進と農作業受委託の促進が一体となって、意欲的な農業経営の規模拡大に資するよう努

める。

また、併せて集約的な経営展開を助長するため、農業改良普及センターの指導の下に、既存の施設園芸農業者に対し作型、品種の改善による高収益化や新規作目の導入を推進する。

また、集落営農組織は、効率的な生産単位を形成する上で重要な位置づけを占めるものであると同時に、農地所有適格法人等の組織経営体への経営発展母体として重要な位置づけを持っており、オペレーターの育成、受委託の促進等を図ることにより地域及び営農の実態等に応じた集落営農組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り、体制が整ったものについては法人形態への誘導を図る。

特に、中山間地域においては、農地の一体的管理を行う主体として当面集落を単位とした集落営農組織の育成を図り、当該組織全体の協業化・法人化を進め、特定農業法人化を目指す。

なお、効率的かつ安定的な農業経営と小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家等との間で補助労働力の提供等による役割分担を明確化しつつ、地域資源の維持管理、農村コミュニティの維持が図られ、地域全体としての発展に結びつくよう、効率的かつ安定的な農業経営をめざす者のみならず、その他兼業農家等にも本法その他の諸施策に基づく農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意義について、理解と協力を求めていくこととする。

特に、法第12条の農業経営改善計画の認定制度については、本制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置づけ、農業委員会の支援による農用地利用を認定農業者への集積はもちろんのこと、その他の支援措置についても認定農業者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、篠山市が主体となって、関係機関、関係団体にも協力を求めつつ、制度の積極的活用を図るものとする。

さらに、農業関連事業の実施に当たっても、当該実施地区において経営を展開している認定農業者にも十分配慮し、事業の実施がこのような農業者の経営発展に資するよう、事業計画の策定等において経営体育成の観点から十分な検討を行う。

- 5 篠山市は、篠山市農業委員会、農業協同組合の担当職員等で構成する指導チームを設置し、農業改良普及センターの協力を受けて、農業経営改善の認定を受けた農業者若しくは組織経営体又は今後認定を受けようとする農業者、農業生産組織等を対象に、必要に応じ経営診断の実施、先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策の提示等の重点的指導及び研修会の開催等を行う。

なお、農業経営改善計画の期間を了する認定農業者に対しては、その経営の更なる向上に資するため、当該計画の実践結果の点検と新たな計画の作成の指導等を重点的に行う。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

1 第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に篠山市及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、篠山市における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
水 稲	<作付面積等> 水稲 3.0ha	<主な資本装備> トラクター(22PS) 1台 田植機(4条) 1台	・パソコンを利用した 経営管理 ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結 ・休日制の導入 ・出荷調整作業の外注
野 菜	施設オオバ 1,500㎡ 露地オオバ 500㎡ (経営面積) 3.2ha	管理機 1台 動力噴霧機 1台 ハウス 1,500㎡ トラック(軽) 1台 暖房機 1台 予凍庫 1基 電照施設 1式 育苗、刈り取り、乾燥調製は 共同利用機械・施設利用		

【個別経営体】（農業経営の指標の例）

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
水稲 花き	<p><作付面積等></p> <p>水稲 1.0ha</p> <p>グラウンドカバー プランツ他200千鉢</p> <p>(経営面積) 1.1ha</p>	<p><主な資本装備></p> <p>トラクター(20PS) 1台</p> <p>田植機(4条) 1台</p> <p>動力灌水機 1台</p> <p>動力噴霧機 1台</p> <p>土壌混合機 1台</p> <p>ハウス 1,000㎡</p> <p>トラック(2t・軽)各1台</p> <p>育苗、刈取、乾燥調製は共同 利用機械・施設利用組合による 共同販売</p>	<p>・パソコンを利用した 経営管理</p> <p>・青色申告の実施</p>	<p>・家族経営協定の締結</p> <p>・休日制の導入</p> <p>・出荷ピーク時における 臨時雇用従事者の確保</p>
水稲 野菜	<p><作付面積等></p> <p>水稲 4.3ha</p> <p>露地野菜 2.2ha</p> <p>野菜苗 5万ポット (1,500㎡)</p> <p>(経営面積) 6.7ha</p>	<p><主な資本装備></p> <p>トラクター(24PS) 1台</p> <p>田植機(5条) 1台</p> <p>コンバイン(3条) 1台</p> <p>動力噴霧機 1台</p> <p>管理機 1台</p> <p>ハウス 1,500㎡</p> <p>トラック(2t・軽)各1台</p> <p>育苗、乾燥調製は共同利用施 設利用</p> <p>消費者との提携による販売</p>	<p>・パソコンを利用した 経営管理</p> <p>・青色申告の実施</p>	<p>・家族経営協定の締結</p> <p>・休日制の導入</p> <p>・農繁期における臨時 雇用従事者の確保</p>

【個別経営体】（農業経営の指標の例）

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
水 稲	<作付面積等> 水稲 6.0ha	<主な資本装備> トラクター(45・15PS) 各1台	・パソコンを利用した 経営管理	・家族経営協定の締結 ・休日制の導入
豆 類	黒大豆 2.0ha	田植機(6条) 1台 コンバイン(5条) 1台	・青色申告の実施	・農繁期における臨時 雇用従事者の確保
作業受託	作業受託 10.0ha (経営面積) 8.0ha	選別機 1台 黒大豆移植機 1台 管理機 1台 ビーンスレッシャー 1台 トラック(2t・軽)各1台 共同利用施設の有効利用 作業労力の分散化		
水 稲	<作付面積等> 水稲 6.0ha	<主な資本装備> トラクター(32PS) 1台 田植機(5条) 1台	・パソコンを利用した 経営管理	・家族経営協定の締結 ・休日制の導入
豆 類	黒大豆 2.0ha	コンバイン(3条) 1台 動力噴霧機 1台	・青色申告の実施	・農繁期における臨時 雇用従事者の確保
野 菜	山の芋 1.0ha (経営面積) 9.0ha	動力散粉機 1台 黒大豆移植機 1台 ビーンスレッシャー 1台 選別機 1台 管理機 1台 トラック(2t・軽)各1台 育苗、乾燥調製は共同利用施 設利用		

【個別経営体】（農業経営の指標の例）

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
水稲	<p><作付面積等></p> <p>水稲 5.0ha</p>	<p><主な資本装備></p> <p>トラクター(32・15PS) 各1台</p>	<p>・パソコンを利用した 経営管理</p>	<p>・家族経営協定の締結</p>
豆類	<p>黒大豆 2.0ha</p> <p>小豆 1.0ha</p>	<p>田植機(5条) 1台</p> <p>コンバイン(3条) 1台</p> <p>動力噴霧機 1台</p>	<p>・青色申告の実施</p>	<p>・休日制の導入</p> <p>・農繁期における臨時 雇用従事者の確保</p>
野菜	<p>山の芋 1.0ha</p> <p>(経営面積) 9.0ha</p>	<p>動力散粉機 1台</p> <p>選別機 1台</p> <p>ビーンスレッシャー 1台</p> <p>管理機 1台</p> <p>黒大豆移植機 1台</p> <p>トラック(2t) 1台</p> <p>育苗・乾燥調製は共同利用施設利用</p>		
水稲	<p><作付面積等></p> <p>水稲 5.0ha</p>	<p><主な資本装備></p> <p>トラクター(32・15PS)各1台</p> <p>田植機(5条) 1台</p>	<p>・パソコンを利用した 経営管理</p>	<p>・家族経営協定の締結</p>
豆類	<p>黒大豆 2.5ha</p>	<p>コンバイン(3条) 1台</p> <p>動力噴霧機 1台</p>	<p>・青色申告の実施</p>	<p>・休日制の導入</p> <p>・農繁期における臨時 雇用従事者の確保</p>
花き	<p>きく 0.3ha</p> <p>(経営面積) 7.8ha</p>	<p>管理機 1台</p> <p>結束機 1台</p> <p>黒大豆移植機 1台</p> <p>ビーンスレッシャー 1台</p> <p>トラック(2t) 1台</p> <p>育苗、乾燥調製は共同利用施設利用</p> <p>黒大豆乾燥機は集落共同利用</p>		

【個別経営体】（農業経営の指標の例）

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
水 稲 豆 類 花 き	<p><作付面積等></p> <p>水稲 0.5ha</p> <p>黒大豆 0.2ha</p> <p>花壇苗35万ポット (2,000㎡)</p> <p>(経営面積) 0.9ha</p>	<p><主な資本装備></p> <p>トラクター(20PS) 1台</p> <p>動力噴霧機 1台</p> <p>ビニールハウス 2,000㎡</p> <p>フォークリフト 1台</p> <p>トラック(2t・軽)各1台</p> <p>水稲は共同利用施設利用 省力化技術の積極的な導入 黒大豆乾燥機は集落共同利 用</p>	<p>・パソコンを利用した 経営管理</p> <p>・青色申告の実施</p>	<p>・家族経営協定の締結</p> <p>・休日制の導入</p> <p>・周年雇用の確保</p>
水 稲 豆 類 果 樹	<p><作付面積等></p> <p>水稲 4.0ha</p> <p>黒大豆 1.0ha</p> <p>大粒ぶどう 0.3ha</p> <p>栗 2.0ha</p> <p>(経営面積) 7.3ha</p>	<p><主な資本装備></p> <p>トラクター(24PS) 1台</p> <p>田植機(5条) 1台</p> <p>コンバイン(3条) 1台</p> <p>動力噴霧機 1台</p> <p>動力散粉機 1台</p> <p>管理機 1台</p> <p>トラック(2t) 1台</p> <p>育苗、乾燥調製は共同利用施設 利用 黒大豆機械は共同利用</p>	<p>・パソコンを利用した 経営管理</p> <p>・青色申告の実施</p>	<p>・家族経営協定の締結</p> <p>・休日制の導入</p> <p>・農繁期における臨時 雇用従事者の確保</p>

【個別経営体】（農業経営の指標の例）

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
水稲	<作付面積等> 水稲 2.0ha	<主な資本装備> トラクター(20PS) 1台 田植機(4条) 1台	・パソコンを利用した 経営管理 ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結 ・休日制の導入 ・農繁期における臨時 雇用従事者の確保
豆類	黒大豆 1.0ha	製茶機械(共同)35K5イン 1/5台		
工芸作物	茶 3.0ha	動力摘採機(共同) 1台 動力噴霧機 1台 動力散粉機 1台 揚水ポンプ 1台 動力刈払機 1台 トラック(軽) 1台		
	(経営面積) 6.0ha	育苗、刈り取り、乾燥調製は 共同利用機械・施設利用 茶の生産・加工販売 黒大豆機械は共同利用		
水稲	<作付面積等> 水稲 5.0ha	<主な資本装備> トラクター(35・24PS) 各1台 田植機(5条) 1台 コンバイン(4条) 1台	・パソコンを利用した 経営管理 ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結 ・休日制の導入 ・農繁期における臨時 雇用従事者の確保
豆類	黒大豆 1.0ha	動力噴霧機 1台		
果樹	くり 2.0ha	動力散粉機 1台		
作業受託	作業受託 9.0ha (経営面積) 8.0ha	刈払機 1台 トラック(2t・軽)各1台 育苗、乾燥調製は共同利用施設 利用 黒大豆機械は共同利用		

【個別経営体】（農業経営の指標の例）

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
畜産 (酪農)	<作付面積等> 経産牛 50頭 育成牛 20頭 飼料作物 2.0ha (経営面積) 2.0ha	<主な資本装備> トラクター(30PS) 1台 堆肥舎 300㎡ 牛舎 500㎡ 育成牛舎 100㎡ バルククーラー 1台 パイプラインミルクカー 1式 バンクリーナー 1台 モアコンディショナー 1/3台 ロールベラー 1/3台 ラップマシン 1/3台 マニュアルプレッダー 1/3台 トラック(2t) 1台 共同作業による堆肥販売の 促進	・パソコンを利用した 経営管理 ・青色申告の実施 ・牛群検定事業への加 入	・家族経営協定の締結 ・ヘルパー制度の充実 による休日制の導入
畜産 (繁殖牛)	<作付面積等> 成牛 50頭 育成牛 10頭 飼料作物 2.0ha (経営面積) 2.0ha	<主な資本装備> トラクター(30PS) 1台 堆肥舎 150㎡ 牛舎 600㎡ モアコンディショナー 1/3台 ロールベラー 1/3台 ラップマシン 1/3台 マニュアルプレッダー 1/3台 バンクリーナー 1台 トラック(2t) 1台 共同作業による堆肥販売の 促進	・パソコンを利用した 経営管理 ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結 ・ヘルパー制度の充実 による休日制の導入 ・農繁期における臨時 雇用従事者の確保

【個別経営体】（農業経営の指標の例）

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
畜産 (酪農)	<p><作付面積等></p> <p>経産牛 40頭</p> <p>育成牛 15頭</p>	<p><主な資本装備></p> <p>トラクター(30PS) 1台</p> <p>堆肥舎 150㎡</p> <p>牛舎 400㎡</p> <p>育成牛舎 80㎡</p>	<p>・パソコンを利用した</p> <p>経営管理</p> <p>・青色申告の実施</p> <p>・牛群検定事業への加入</p>	<p>・家族経営協定の締結</p> <p>・ヘルパー制度の充実</p> <p>による休日制の導入</p> <p>・農繁期における臨時</p> <p>雇用従事者の確保</p>
水稲	<p>水稲 0.5ha</p> <p>飼料作物 2.0ha</p> <p>(経営面積)</p> <p>2.5ha</p>	<p>パイプラインミルクカー 1台</p> <p>バークリーナー 1台</p> <p>コンプリートフィーダー 1台</p> <p>バルククーラー 1台</p> <p>マニュアルプレッダー 1/3台</p> <p>モアコンディショナー 1/3台</p> <p>ロールベラー 1/3台</p> <p>ラップマシン 1/3台</p> <p>トラック(2t・軽)各1台</p> <p>育苗、乾燥調製は共同利用施設利用</p> <p>共同作業による堆肥販売の促進</p>		
畜産 (肥育牛)	<p><作付面積等></p> <p>肥育牛 100頭</p>	<p><主な資本装備></p> <p>トラクター(30PS) 1台</p> <p>堆肥舎 150㎡</p> <p>牛舎 1,000㎡</p>	<p>・パソコンを利用した</p> <p>経営管理</p> <p>・青色申告の実施</p>	<p>・家族経営協定の締結</p> <p>・ヘルパー制度の充実</p> <p>による休日制の導入</p> <p>・農繁期における臨時</p> <p>雇用従事者の確保</p>
水稲	<p>水稲 0.5ha</p> <p>飼料作物 2.0ha</p> <p>(経営面積)</p> <p>2.5ha</p>	<p>マニュアルプレッダー 1/3台</p> <p>ロールベラー 1/3台</p> <p>ラップマシン 1/3台</p> <p>ショベルローダー 1台</p> <p>飼料攪拌機 1台</p> <p>トラック(2t・軽) 1台</p> <p>育苗、乾燥調製は共同利用施設利用</p> <p>共同作業による堆肥販売の促進及び地域の稲わら収集</p>		

【個別経営体】 （農業経営の指標の例）

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
畜産 (酪農)	<作付面積等> 経産牛 30頭 育成牛 12頭	<主な資本装備> トラクター(30PS) 1台 堆肥舎 150㎡ 牛舎 420㎡	・パソコンを利用した 経営管理 ・青色申告の実施 ・牛群検定事業への加入	・家族経営協定の締結 ・ヘルパー制度の充実 による休日制の導入 ・農繁期における臨時 雇用従事者の確保
	ぶどう 0.5ha 飼料作物 2.0ha (経営面積) 2.5ha	動力噴霧機 1台 フォーレージハーベスター 1台 ヘイベラー 1台 ラップマシン 1台 マニユアスプレッター 1/3台 パイプラインミルクカー 1台 パンクリーナー 1台 コンプリートフィーダー 1台 バルククーラー 1台 ぶどう棚 トラック(2t・軽)各1台 共同作業による堆肥販売の促進		

(注) ① 個別経営体に係る営農類型ごとの農業経営の指標において、その前提となる労働力構成については、ここでは、標準的な家族農業経営を想定して、主たる従事者1人、補助従事者1～2人として示している。

なお、労働力構成が異なる場合は、その旨特記しておくことが適当である。

② 農業経営の指標として示す営農類型は、告示のものへの適用を前提として、その地域において現に展開している多様な営農類型をおおむねカバーし得るものとなるよう、土地利用型から集約的施設型農業経営、さらには複合経営に至るまで多岐にわたるものとするのが望ましい。

③ 地域の特性に応じて当該市町村が属する都道府県基本方針には掲げられていない営農類型を市町村が示すことは差し支えない(組織経営体についても同様)。

【組織経営体】（農業経営の指標の例）

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
水 稲	<作付面積等> 水稲 21.0ha	<資 本 装 備> トラクター(60・45・30・20・15PS) 各1台	・パソコンを利用した 経営管理	・給料制の導入 ・社会保険等の加入
黒大豆	黒大豆 10.0ha	コンバイン(6条・5条) 各1台	・青色申告の実施	・農繁期における臨時 雇用従事者の確保
作業受託	作業受託 (基幹3作業) 30.0ha (経営面積) 31.0ha 主たる従事者3人	施肥田植機(6条) 2台 乾燥機(40石) 2台 黒大豆移植機 1台 黒大豆選粒機 1台 黒大豆乾燥施設 1式 溝切機 2台 明渠機 1台 ライムソー 1台 動力噴霧機 1台 動力散粉機 1台 ビーンスレッシャー2台 トラック(4t・2t)各1台 育苗、乾燥調製は共同利用施設 利用	・経営体質強化のため、自己資金の充実を図る	・休日制の導入 ・労働環境の適正化のための環境整備

(注) ① 組織経営体とは、複数の個人又は世帯が、共同で農業を営むか、これと併せて農作業を行う経営体であって、その主たる従事者が他産業並の労働時間で地域の他産業従事者と遜色ない水準の生涯所得を確保できる経営を行い得るもの（例えば、農事組合法人、有限会社の他農業生産組織のうち経営の一体性及び独立性を有するもの）。

② 組織経営体においては、その前提となる労働力構成を主たる従事者の人数として記入するものとする。この場合、上記の経営指標で示される農業経営の所得目標は、主たる従事者の所得の平均が第1で掲げた目標に到着することを基本とする。

2 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標

新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標としては、現に篠山市および周辺市町で展開している優良事例を踏まえつつ、篠山市における主要な営農類型については、第2の効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標を参考とし、第1の3の2に示す目標を目指すものとする。

第3 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

上記第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標を、将来の地域における農用地の利用に占める面積シェア及び面的集積についての目標として示すと、概ね次に掲げる程度である。

○効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェア及び面的集積についての目標

効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積シェアの目標	備考
<p style="text-align: center;">面積のシェア 30%</p> <p>なお、面的集積については、利用権設定等促進事業、農地利用集積円滑化事業、農地中間管理事業等を柱として、農用地の利用集積における面的集積の割合を高めていくことを目標とする</p>	

(注) ① 「効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標」は、個別経営体、組織経営体の地域における農用地利用（基幹的農作業（水稲については耕起、代かき、田植え、収穫、その他の作目については耕起、播種、収穫及びこれらに準ずる作業）を3作業以上実施している農作業受託の面積を含む。）面積のシェアの目標である。

② 「面的集積についての目標」は定量的な表現、定性的な表現のどちらでも構わない。

③ 目標年次はおおむね10年先とする。

④ 同一市町村内で、地域によって見込まれる面積シェア及び面的集積についての目標に著しい相違があるときは、市町村内を区域区分して記述してもよい。

2 その他農用地の利用関係の改善に関する事項

(1) 農用地の利用状況及び営農活動の実態等の現状

篠山市では、米を主体とした農業生産が展開されており、農用地の利用については認定農業者を中心とした担い手への集積が進んでいるが、集積された農地は比較的分散しており、ほ場間の移動が多いことや大規模機械の導入ができないことなど、効率的な作業が進まず、結果として労働時間や経費がかさむことになり、担い手が経営のコストダウンを図る上で課題となっている。

また、担い手が少ない地域においては、一部遊休化したものが近年増加傾向にある。

(2) 今後の農地利用等の見通し及び認定農業者等への農用地の利用集積等の将来の農地

利用のビジョン

篠山市では分散農地の解消策を講じ、担い手に面的に集積しなければ、担い手の経営が圧迫され、経営改善に支障が生じ、大規模農家ですら離農する可能性が高い。

また、今後10年で離農等により相当程度の農地が供給されると考えられるものの、受け手の確保、戦略作物の導入等について適切な施策を講じなければ平坦地も含め相当程度が遊休農地化し、篠山市の基幹産業である農業に重大な支障を及ぼすおそれがある。

このため、認定農業者や地域の中心となる経営体をはじめとした効率的かつ安定的な経営体を育成し、それらの者に地域の農地の大半を面的に集積することを誘導する等、人・農地プランの策定・見直しに向けた地域での話し合いを通じて地域の農地を守る体制の整備等を進めることにより、篠山市の農地の効率的利用を目指し、もって基幹産業である農業の振興を図る。

(3) 将来の農地利用ビジョン実現に向けた具体的な取組内容並びに関係機関及び関係団体との連携等

篠山市の将来の農地利用のビジョンの実現を図るため、以下の施策等を積極的に推進することとする。

- ① 認定農業者、集落営農組織、法人等効率的かつ安定的な経営体の育成
- ② 地域の実情にあわせた多様な担い手の育成
- ③ 農地利用集積円滑化団体の活用による①及び②に対する農地の面的集積の促進
- ④ 遊休農地解消のための基盤整備等の実施
- ⑤ ブロックローテーションの推進及び戦略的作物の導入

なお、これらの施策の円滑な推進のため関係機関との間で農地に係る情報提供の共有化を進めるとともに、関係各課、農業委員会、農業協同組合、土地改良区、農地利用集積円滑化団体、地域農業再生協議会等による指導体制を整備を行う。

第4 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

篠山市は、兵庫県が策定した「農業経営基盤強化の促進に関する基本方針」の第4「効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に即しつつ、篠山市農業の地域特性、即ち複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

篠山市は、農業経営基盤強化促進事業として次に掲げる事業を行う。

- ① 利用権設定等促進事業
- ② 農地利用集積円滑化事業の実施を促進する事業
- ③ 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ④ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業

- ⑤ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
- ⑥ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

1 利用権設定等促進事業に関する事項

(1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

- ① 利用権の設定等を受ける者が利用権設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に応じてそれぞれ定めるところによる。
 - ア 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の（ア）から（オ）までに掲げる要件のすべて（農地所有適格法人にあつては、（ア）、（エ）及び（オ）に掲げる要件のすべて）を備えること。
 - （ア）耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。
 - （イ）耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。
 - （ウ）その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。
 - （エ）その者の農業経営に主として従事すると認められている青壮年の農業従事者（農地所有適格法人にあつては、常時従事者たる構成員をいう。）がいるものとする。
 - （オ）所有権の移転を受ける場合は、上記（ア）から（エ）までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実である等特別な事業がある場合を除き、農地移動適正化あっせん譲受け等候補者名簿に登録されている者であること。
 - イ 混雑林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。
 - ウ 農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができることと認められること。
- ② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項のアの（ア）及び（イ）に掲げる要件（農地所有適格法人にあつては、（ア）に掲げる要件）のすべてを備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は、おおむね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。

- ③ 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第3項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、同法第11条の31第1項第1号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第2条第3項に規定する農地中間管理事業（以下、「農地中間管理事業」という。）及び法第7条に規定する事業の特例（以下、「特例」という。）を行う農地中間管理機構（以下「機構」という。）、法第4条第3項に規定する農地利用集積円滑化事業を行う農地利用集積円滑化団体又は独立行政法人農業者年金基金法（平成14年法律第127号）附則第6条第1項第2号に掲げる業務を実施する農業者年金基金が利用権の設定等を受ける場合若しくは機構、農地利用集積円滑化団体又は独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。
- ④ 賃借権又は使用貸借による権利の設定を受ける者が法第18条第2項第6号に規定する者である場合には、次に掲げる要件のすべてを備えるものとする。
- ア 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。
- イ その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。
- なお、このことを担保するため、農業の維持発展に関する話し合い活動への参加、農道、水路、ため池等の共同利用施設の取決めの遵守、獣害被害対策への協力等を行うことについて篠山市長に確約書を提出すること。
- ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のうち一人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。
- なお、「業務を執行する役員」とは、会社法（平成17年法律第86号）上の取締役のほか、理事、執行役、支店長等組織名であって、実質的に業務執行についての権限を有し、地域との調整役として責任を持って対応できる者をいう。その確認のため、法人の登記事項証明書、法人の代表者が発行する証明書等を篠山市へ提出すること。
- ⑤ 農地所有適格法人の組合員、社員又は株主（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項第2号チに掲げる者を除く。）が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行うため利用権の設定を行う場合は、①の規定に関わらず利用権の設定等を受けることができるものとする。
- ただし、利用権を受けた土地のすべてについて当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。
- ⑥ ①から⑤に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受

けた後において備えるべき要件は、別紙1のとおりとする。

(2) 利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定（又は移転）される利用権の存続期間（又は残存期間）の基準、借賃の算定基準及び支払い（持分の付与を含む。以下同じ。）の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準および決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払いの方法並びに所有権の移転の時期は、別紙2のとおりとする。

(3) 開発を伴う場合の措置

① 篠山市は、開発して農用地又は農業施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成にあたっては、その利用権の設定等を受ける者（地方公共団体、農地利用集積円滑化団体及び機構を除く。）から「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」（平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局通知。以下「基本要綱」という。）様式第7号に定める様式による開発事業計画を提出させる。

② 篠山市は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときは農用地利用集積計画の手続きを進める。

ア 当該開発事業の実施が確実であること。

イ 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可しうるものであること。

ウ 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準に従って許可しうるものであること。

(4) 農用地利用集積計画の策定期期

① 篠山市は、法第6条の規定による基本構想の承認後必要があると認められるときは、遅滞なく農用地利用集積計画を定める。

② 篠山市は、(5)の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。

③ 篠山市は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定（又は移転）された利用権の存続期間（又は残存期間）の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の30日前までに当該利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定（又は移転）を内容として定める。

(5) 要請及び申出

- ① 篠山市農業委員会は、認定農業者で利用権の設定を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者に対する利用権設定等の調整が整ったときは、篠山市に農用地利用集積計画を定めるべき旨を申請することができる。
- ② 篠山市の区域の全部又は一部をその事業実施地域とする農地利用集積円滑化団体は、その事業実施地域内の農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ③ 農用地利用改善団体及び営農指導事業においてその組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ④ 篠山市の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法(昭和24年法律第195号)第52条第1項又は第89条の2第1項の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ⑤ ②から④に定める申出を行う場合において、(4)の③に規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定(又は移転)されている利用権の存続期間(又は残存期間)の満了の日の90日前までに申し出るものとする。

(6) 農用地利用集積計画の作成

- ① 篠山市は、(5)の①の規定による農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。
- ② 篠山市は、(5)の②、③及び④の規定による農地利用集積円滑化団体、農用地利用改善団体、農業協同組合又は土地改良区からの申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。
- ③ ①、②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等の調整が整ったときには、篠山市は、農用地利用集積計画を定めることができる。
- ④ 篠山市は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者((1)に規定する利用権の設定等を受けるべき者の要件に該当する者に限る。)について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようとする。

(7) 農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- ① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所
- ② ①に規定する者が利用権の設定等を受ける土地の所在、地番、地目及び面積
なお、その者が利用権の設定等を受けた後において行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者（農地所有適格法人、機構、農地利
用集積円滑化団体、農業協同組合、農業協同組合連合会等を除く。）である場合には、
賃借権又は使用貸借による権利の設定に限る。
- ③ ①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定を行う者の氏名又は名
称及び住所
- ④ ①に規定する者が設定（又は移転）を受ける利用権の種類、内容（土地の利用目
的を含む。）、始期（又は移転の時期）、存続期間（又は残存期間）、借賃及びその支払
の方法（当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収
益を目的とする権利である場合にあっては農業の経営の委託者に帰属する損益の算
出基準決済の方法）、利用権の条件その他利用権の設定（又は移転）に係る法律関係
- ⑤ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該
所有権の移転の時期、移転の対価及び（現物出資に伴い付与される持分を含む。）そ
の支払（持分の付与を含む。）の方法その他所有権の移転に係る法律関係
- ⑥ ①に規定する者が法第18条第2項第6号に規定する者である場合には、その者が
賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた後において農用地を適正に利用して
いないと認められる場合に賃借権又は使用貸借の解除をする旨の条件
- ⑦ ①に規定する者が法第18条第2項第6号に規定する者である場合には、毎年、次
に掲げる事項が記載された報告書を参考資料（法人である場合は定款の写しも）を
添えて篠山市長に報告する旨
 - ア ①に規定するの氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の
所在地並びに代表者の氏名）
 - イ ①に規定する者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の面積
 - ウ イの農用地における作物の種類別作付面積又は栽培面積、生産数量及び反収
 - エ ①に規定する者が行う耕作又は養畜の事業がその農用地の周辺の農用地の農業
上の利用に及ぼしている影響
 - オ 地域の農業における他の農業者との役割分担
 - カ ①に規定する者が法人である場合には、その法人の業務を執行する役員のうち、
①が行う耕作又は養畜の事業に常時従事する者の役職名及び氏名並びに①の行う
耕作又は養畜の事業への従事状況
 - キ その他参考となるべき事項

- ⑧ ①に規定する者が④、⑤以外の設定又は移転を受ける利用権の条件その他利用権の設定等に係る法律関係に関する事項及び①に規定する者が法第18条第2項第6号に規定する者である場合には、撤退した場合の混乱を避けるため次に掲げる事項（実行する能力があるかについて確認して記載）
- ア 農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者
 - イ 原状回復の費用の負担者
 - ウ 原状回復がなされないときの損害賠償の取決め及び担保措置
 - エ 貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め
 - オ 必要に応じて、アからエのほか、撤退した場合の混乱を防止するための取決
- ⑨ ①に規定する者の農業経営の状況

(8) 同意

篠山市は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、(7)の②に規定する土地ごとに(7)の①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得る。ただし、数人の共有に係る土地について利用権（その存続期間が五年を超えないものに限る。）の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について二分の一を超える共有持分を有する者の同意が得られていれば足りる。

(9) 公告

篠山市は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は(5)の①の規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち(7)の①から⑤までに掲げる事項を篠山市の掲示板への掲示により公告する。

(10) 公告の効果

篠山市が(9)の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され（若しくは移転し）又は所有権が移転するものとする。

(11) 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するように努めなければならない。

(12) 紛争の処理

篠山市は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。

(13) 賃貸借又は使用貸借による権利の設定を受けた者に対する勧告

篠山市長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(9)で公告した農用地利用集積計画の定めるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた法第18条第2項第6号に規定する者に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告する。

- ① その者がその農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。
- ② その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認めるとき。
- ③ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

(14) 農用地利用集積計画の取消し

篠山市は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち以下に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取り消す。

- ① (9)で公告した農用地利用集積計画の定めるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた法第18条第2項第6号に規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。
- ② (13)の勧告を受けた者がその勧告に従わなかつたとき。

(15) 取消の公告

篠山市は、(14)の取消しをしたときは、(14)の①及び②に係る賃貸借又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取り消した旨及び当該農用地利用集積計画のうち取消しに係る部分を篠山市の掲示板への掲示により公告する。

なお、この公告により(14)による取消しに係る賃貸借又は使用貸借は解除されたものとみなす。

また、農業委員会はその農用地の適正かつ効率的な利用が図られないおそれがあると認めるときは、当該農用地の所有者に対し、当該農用地についての権利の設定のあっせん等(法第4条第3項に規定する農地利用集積円滑化事業、農地中間管理事業

の推進に関する法律第2条第3項の農地中間管理事業の実施等)の働きかけ等を行う。

2 農地中間管理事業の実施の促進に関する事項

(1) 篠山市は、農地中間管理事業の推進に関する法律第4条(平成25年法律第101号)の規定に基づき、機構に指定された公益社団法人兵庫みどり公社との連携の下に、普及啓蒙活動等を行うことによって同公社が行う事業の実施の促進を図る。

(2) 篠山市、農業委員会、農業協同組合、農地利用集積円滑化団体は、公益社団法人兵庫みどり公社が行う中間保有・再配分機能を活用し、法第7条に規定された事業を促進するため、公益社団法人兵庫みどり公社に対し、情報提供、事業の協力を行うものとする。

3 農地利用集積円滑化事業の実施の促進に関する事項

(1) 篠山市は、篠山市の全域又は一部を区域として農地利用集積円滑化事業を行う農地利用集積円滑化団体との連携の下に、普及啓発活動等を行うことによって農地利用集積円滑化団体が行う事業の実施の促進を図る。

(2) 篠山市、農業委員会、農業協同組合は、農地利用集積円滑化団体が行う農地所有者から委任を受けて農地の貸し付け等を行う農地利用集積円滑化事業を促進するため、農地利用集積円滑化団体に対し、情報提供、事業の協力を行うものとする。

4 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

篠山市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる集落等の区域とするものである。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効果的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用

地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

- ① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - ア 農用地利用改善事業の実施区域
 - イ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項
 - ウ 農作業の効率化に関する事項
 - エ 認定農業者への利用権の設定等の促進その他農用地の利用関係の改善に関する事項
 - オ その他必要な事項
- ② 農用地利用規程においては、原則として農作業の効率化、作付地の集団化、その他農業生産の合理化に関する実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

- ① (2) に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、運用通知別紙様式第7号の認定申請書を篠山市に提出して、農用地利用規程について篠山市の認定を受けることができる。
- ② 篠山市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。
 - ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。
 - イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。
 - ウ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。
- ③ 篠山市は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を篠山市の掲示板への掲示により公告する。
- ④ ①から③の規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

- ① (5) の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現状及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用集積を行う農業経営を営む法人

(以下「特定農業法人」という。)又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用集積を行う団体(農業経営を営む法人を除き、農地所有適格法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令(昭和55年政令第219号)第5条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。)を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

③ 篠山市は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)の①の設定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をする。

ア ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合には、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

ウ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程(以下「特定農用地利用規程」という。)において、実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、農業上の利用の程度がその周辺地域における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、所有権(所有権以外の権限に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者)に対し、当該特定農業法人に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる旨定められていること。

④ (6)の①の認定を受けた特定農用地利用規程で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第12条第1項の認定にかかる農業経営改善計画とみなす。

(7) 農用地利用改善事業の勸奨等

① (5)のイの認定を受けた団体(以下「認定団体」という。)は、当該認定団体が行う農用地利用改善団体の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため

特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。

- ② アの勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。
- ③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(8) 農用地利用改善事業の指導、援助

- ① 篠山市は、農用地利用改善団体（（5）の①の市の認定を受けた農用地利用規程に従い農用地利用改善事業を実施する団体をいう。）が農用地利用改善事業を円滑に行うことができるよう必要な指導、援助に努める。
- ② 篠山市は、農用地利用改善団体又は農用地利用改善団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、農業改良普及センター、農業委員会、農業協同組合、公益社団法人兵庫みどり公社、農地利用集積円滑化団体等の指導、助言を求めてきたときは、これらの機関・団体の協力が行われるように努める。

5 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

(1) 農作業の受委託の促進

篠山市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に推進する上で必要な条件の整備を図る。

- ① 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進
- ② 効率的な農作業の受委託を行う生産組織又は農家群の育成
- ③ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託を促進の必要性についての普及啓蒙
- ④ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化
- ⑤ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進
- ⑥ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の

基準の設定

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又な委託を行おうと

する者から申出があった場合は、農作業の受委託についてあっせんや農地利用集積円滑化団体との調整に努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進につとめるものとする。

6 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

(1) 篠山市は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複数化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、農地利用集積円滑化団体の保有農地を利用した実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業にくらべて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、家族経営協定に締結、休日制、ヘルパー制度の導入や、高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備する。

(2) 篠山市は、本構想及び篠山市農業振興計画等に基づき、青年等が地域の「人・農地プラン」の中心的な経営体に位置づけられるよう促すとともに、青年等の就農支援に関する事業等の活用を行い、青年等の確保・育成をする。

なお、その推進にあたっては、農業委員会、農業協同組合、農業改良普及センター、就農支援センター等と連携し、就農促進のための条件整備や就農地の確保に努めるとともに、地域ぐるみの就農促進体制づくりを進める。

7 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携篠山市は、1から6に掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

① 市内のほ場整備可能農地の大部分が整備されており、その農業生産基盤整備の促進を通じて、黒大豆加工施設や野菜集出荷施設等の農業近代化施設の導入を推進し、効率的かつ安定的な農業経営をめざす者が経営発展を図っていくうえでの条件整備を図る。

② 篠山市は、「篠山市農村総合整備計画」により、農村の活性化を図り、農村の健全

な発展によって望ましい農業経営の育成に資するよう努める。

- ③ 篠山市は、緊急生産調整推進対策への積極的な取組によって、水稻作、転作を通ずる望ましい経営の育成を図り、また転作を契機とした地域の土地利用の見直しを通じて農用地利用の集積、連担化による効率的作業単位の形成等望ましい経営の営農展開に資するよう努める。
- ④ 篠山市は、生活排水処理計画に即した「農業集落排水事業」等の実施を促進し、定住条件の整備を通じ、農業の担い手確保に努める。
- ⑤ 篠山市は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

(2) 推進体制等

① 事業推進体制等

篠山市は、農業委員会、農業協同組合、農業改良普及センター、土地改良区、農地利用集積円滑化団体、その他の関係団体の役職員、農業者等の代表者をもって構成する篠山市農業経営生産対策推進会議において、農業経営基盤強化の促進方策について検討することとする。篠山市農業経営生産対策推進会議は、このような検討結果を踏まえ、今後10年にわたり、第1、第3で掲げた目標や第2の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。また、このような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

② 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合、土地改良区及び農地利用集積円滑化団体は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとし、篠山市は、このような協力の推進に配慮する。

第5 農地利用集積円滑化事業に関する事項

1 農地利用集積円滑化事業を行う者に関する事項

篠山市において農地利用集積円滑化事業を実施する者については、地域における認定農業者等担い手の現状、農地実情などに精通した要員を有しており、農地利用集積円滑化事業を的確かつ迅速に対応できる者が実施するものとする。

なお、篠山市は農地利用集積円滑化事業の実施状況を把握するため、農地利用集積円滑化事業を行う者に対し、毎年度、前年度の事業実績及び当該年度の事業実施計画について報告を求めるものとする。

2 区域の基準

篠山市における農地利用集積円滑化事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準については、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、篠山市全域を区域とする。

なお、市街化区域（都市計画法（昭和47年法律第100号）第7条第1項の市街化区域と定められた区域で同法第23条第1項の規定による協議が整ったもの（当該区域以外の区域に存する農用地と一体として農業上の利用が行われている農用地の存する区域を除く。））及び農業上の利用が見込めない森林地域等は除く。

3 その他農地利用集積円滑化事業の実施の基準に関する事項

(1) 農地利用集積円滑化事業規程の具体的な内容

農地利用集積円滑化事業規程には次に掲げる事項のうち事業実施に必要な事項を記載しなくてはならない。

- ① 農地所有者代理事業の実施に関する次に掲げる事項
 - ア 農用地等の所有者を代理して行う農用地等の売渡し、貸付け又は農業の経営若しくは農作業の委託に関する事項（当該委任に係る農用地等の保全のための管理に関する事項を含む）
 - イ その他農地所有者代理事業の実施方法に関する事項
- ② 農地売買等事業の実施に関する次に掲げる事項
 - ア 農用地等の買入れ及び借受けに関する事項
 - イ 農用地等の売渡し及び貸付けに関する事項
 - ウ 農用地等の管理に関する事項
 - エ その他農地売買等事業の実施方法に関する事項
- ③ 研修等事業の内容及び当該事業の実施に関する事項
- ④ 事業実施地域に関する事項
- ⑤ 事業実施地域が重複する他の農地利用集積円滑化団体、機構、都道府県農業会議、農業委員会等との連携に関する事項
- ⑥ その他農地利用集積円滑化事業の実施方法に関する事項

(2) 農地利用集積円滑化事業による農用地の集積の相手方

篠山市における農地利用集積円滑化事業による農用地の集積の相手方については、大規模経営を行う認定農業者を中心とした担い手が経営のコストダウンを図り、より一層 経営の効率が図られるよう、効率的かつ安定的な経営体を中心に行う。

(3) 農地所有者代理事業における委任・代理の考え方

農地所有者代理事業を実施するに当たっては、農用地の効果的な面的集積を確保する観点から、農用地等の所有者は、当該委任契約に係る土地についての貸付け等の相手方を指定しないこと。

なお、委任事務の範囲は下記事項を基本とするが詳細については農地所有者と農地利用集積円滑化団体との間で利用権設定等委任契約書を締結すること。

- ① 利用権の設定等又は農作業の委託の相手方として適当と認められる者の選定に関すること。
 - ② 適格者との利用権の設定等又は農作業の委託を行う場合の条件等の決定に関すること。
 - ③ 委任土地に係る利用権の設定等に関する契約の締結、変更、更新及び解除、農地法第3条第1項の許可の申請並びに法第18条第1項の農用地利用集積計画への同意に関すること。
 - ④ 委任土地に係る農作業の委託に関する契約の締結、変更、更新及び解除に関すること。
- (4) 売買等事業における農用地等の買入れ、売渡し等の価格設定の基準
- ① 農用地等の売買価格は、近傍類似の農用地等に係る取引価格等を参考に定める。
 - ② 農用地等の借賃については、農地法（昭和27年法律第229号）第52条の規定により農業委員会が提供している借賃等の情報を十分考慮して定める。
- (5) 他の関係機関及び関係団体との連携に関する事項
- 篠山市は農地利用集積円滑化事業の円滑な実施のために農業委員会、農業協同組合、土地改良区、地域農業再生協議会等の関係機関及び関係団体による検討の場を設ける。
- (6) 農地中間管理事業等との連携に関する事項
- 篠山市は、農地利用集積円滑化事業の実施にあたり、農地中間管理事業及び特例事業の実施主体である公益社団法人兵庫みどり公社と十分連携を図り、役割分担を行いながら、事業の円滑な推進を行う。
- (7) 農地利用集積円滑化事業規程の承認
- 篠山市は、農地利用集積円滑化事業規程を承認する際には、農地利用集積円滑化事業を行おうとする者の人的構成、財政基盤等の状況を踏まえ、法令の基準に照らして判断する。
- なお、複数の者から承認の申請があった場合には、書面による審査のほかに申請者から農地利用集積円滑化事業の実施方針等を聴き取って判断する。
- ① 篠山市に農地利用集積円滑化事業規程の承認を申請する際には、次に掲げる書面を提出しなければならない。
 - ア 農地利用集積円滑化事業規程
 - イ 法第4条第3項第1号に掲げる一般社団法人又は一般財団法人にあつては、定款
 - ウ 法第4条第3項第2号に掲げる者にあつては、定款又は規約
 - ② 篠山市は、農地利用集積円滑化事業規程の承認に当たっては、次に掲げる基準をすべて満たす場合のみ行う。
 - ア 農地利用集積円滑化事業規程の内容が、基本構想に適合するものであること。
 - イ 農地利用集積円滑化事業規程の内容が、事業実施地域の全部又は一部が既に農

地利用集積円滑化事業を行っている者の事業実施地域と重複することにより当該重複する地域における農用地の利用の集積を図る上で支障が生ずるものでないこと。

ウ 農地利用集積円滑化事業規程の内容が、法第12条第1項の認定を受けた者が当該認定に係る農業経営改善計画に従って行う農業経営の改善に資するよう農地利用集積円滑化事業を実施すると認められること。

エ 農用地の利用関係の調整を的確に行うための要員を有していること。

オ 農地所有者代理事業を行う場合には、その事業実施地域に存する農用地等の所有者からその所有する農用地等について農地所有者代理事業に係る委任契約の申込みがあったときに、正当な理由なく当該委任契約の締結を拒まないことが確保されていること。

カ 農地利用集積円滑化事業を行うに当たって、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積を的確に図るための基準を有していること。

キ カのほか、農地利用集積円滑化事業を適正かつ確実に実施すると認められるものであること。

ク 農地利用集積円滑化事業を行おうとする者が、農地利用集積円滑化事業を行うに当たって、事業実施地域が重複する他の農地利用集積円滑化団体並びに機構、都道府県農業会議、農業委員会等との適切な連携が図られると認められるものであること。

ケ 農地利用集積円滑化事業規程の内容が、農業用施設の用に供される土地又は開発して農業用施設の用に供する土地とすることが適当な土地につき農地所有者代理事業及び農地売買等事業を実施する場合における農業用施設が次に掲げるものであること。

(ア) 農業用排水施設、農業用道路その他農用地の保全又は利用上必要な施設

(イ) 畜舎、蚕室、温室、農産物集出荷施設、農産物調製施設、農産物貯蔵施設その他これらに類する農畜産物の生産、集荷、調製、貯蔵又は出荷の用に供する施設

(ウ) たい肥舎、種苗貯蔵施設、農機具収納施設その他これらに類する農業生産資材の貯蔵又は保管（農業生産資材の販売の事業のための貯蔵又は保管を除く。）の用に供する施設

(エ) 廃棄された農産物又は廃棄された農業生産資材の処理の用に供する施設

コ 農地利用集積円滑化事業規程の内容が、次に掲げる農業用施設の用に供される土地又は開発して当該農業用施設の用に供する土地とすることが適当な土地について、農地所有者代理事業及び農地売買等事業を実施する場合には、農用地につき実施するこれらの事業と併せて行うものであること。

(ア) 農業用排水施設、農業用道路その他農用地の保全又は利用上必要な施設

(イ) 畜舎、蚕室、温室、農産物集出荷施設、農産物調製施設、農産物貯蔵施設その他これらに類する農畜産物の生産、集荷、調製、貯蔵又は出荷の用に供する施設

(ウ) たい肥舎、種苗貯蔵施設、農機具収納施設その他これらに類する農業生産資

材の貯蔵又は保管（農業生産資材の販売の事業のための貯蔵又は保管を除く。）
の用に供する施設

（エ）廃棄された農産物又は廃棄された農業生産資材の処理の用に供する施設

③ 篠山市が農地売買等事業に関する事項が定められた農地利用集積円滑化事業規程
について承認をしようとする場合には、あらかじめ農業委員会の決定を経る。

④ 篠山市は、農地利用集積円滑化事業規程の承認を行った場合は、遅延なく、その
旨及び当該承認に係る事業の種類を篠山市の掲示板への掲示により公告する。

なお、承認の申請を行った農地利用集積円滑化団体に対して次に掲げる事項を記
載した承認書を交付する。

ア 農地利用集積円滑化事業を行う者の名称及び住所

イ 農地利用集積円滑化事業の実施地域

ウ 農地利用集積円滑化事業の種類

エ その他必要な事項

⑤ 農地利用集積円滑化事業規程の変更又は廃止については、③及び④を準用する。

（８）農地利用集積円滑化団体からの報告徴収等

篠山市は、次に掲げる場合又は次に掲げる場合に該当するおそれがある場合は農地
利用集積円滑化団体に対し、その業務又は資産の状況に関して必要な報告をさせる。

① 農地利用集積円滑化団体としての事業活動が停滞している場合

② 事業年度を通じて事業の実績が極めて少ない場合

③ 正当な理由なく農用地等の所有者からの委任の申込みに応じない場合、農地用の
買入価格又は売渡価格が不当に高い場合、効率的かつ安定的な農業経営を営む者が
希望するにもかかわらず貸付け等に応じない場合等農地利用集積円滑化事業規程に
則して事業を実施していないと認められる場合

④ その他農地利用集積円滑化事業の実施を通じて農業経営基盤の強化を図っていく
ことができないと認められる場合

なお、報告徴収した内容からアからエに該当すると認められる場合は、農地利用集
積円滑化団体に対し、その改善に必要な措置を講ずべきことを命じる。

（９）農地利用集積円滑化事業規程の承認の取消し

篠山市は、次に掲げる場合には農地利用集積円滑化事業規程の承認を取り消す。

① 農地利用集積円滑化団体が法第４条第３項第１号に規定する農業協同組合、一般
社団法人又は一般財団法人等でなくなったとき。

② （７）による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

③ （７）のなお書きの命令に違反したとき。

第6 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

この基本構想は、平成12年9月29日から施行する。

附 則

この基本構想は、平成19年3月19日から施行する。

附 則

この基本構想は、平成22年5月21日から施行する。

附 則

この基本構想は、平成26年9月30日から施行する。

附 則

この基本構想は、平成28年9月23日から施行する。

別紙1（第4の1（1）⑤の関係）

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、法第18条第2項第2号に規定する土地（以下「対象土地」という。）の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

1 地方自治法（昭和22年法律第67号）第298条第1項の規定による地方開発事業団体以外の地方公共団体（対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。）、農業協同組合等（農地法施行令（昭和27年政令第445号）第6条第2項第1号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。）又は畜産公社（農地法施行令第6条第2項第3号に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。）

○対象土地を農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・法第18条第3項第2号イに掲げる要件

○対象土地を農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができると認められること。

2 農業協同組合法第72条の8第1項第2号の事業を行う農事組合法人（農地所有適格法人である場合を除く。）又は生産森林組合（森林組合法（昭和53年法律第36号）第93条第2項第2号に掲げる事業を行うものに限る。）（それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。）

○対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができると認められること。

○対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができると認められること。

3 土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項各号に掲げる事業（同項第6号に掲げる事業を除く。）を行う法人又は農業近代化資金助成法施行令（昭和36年政令第346号）第1条第7号若しくは第8号に掲げる法人（それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。）

○対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができると認められること。

別紙2（第4の1（2）関係）

I 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための
 利用権（農業上の利用を目的とする賃借権または使用貸借による権利に限る。）の設
 定又は移転を受ける場合

① 存続期間（又は残存期間）	② 借賃の算定基準
<p>1 存続期間は1年、2年、3年、6年、10年（農業者年金制度関連の場合は10年、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を發揮する上で適切と認められる期間その他利用目的に応じて適切と認められる一定の期間）とする。 ただし、利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目の通常栽培期間からみて1年、2年、3年、6年、10年とすることが相当でないと認められる場合には、1年、2年、3年、6年、10年と異なる存続期間とすることができる。</p> <p>2 残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。</p> <p>3 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により設定（又は移転）される利用権の当事者が当該利用権の存続期間（又は残存期間）の中途において解約する権利を有しない旨を定めるものとする。</p>	<p>1 農地については、農地法第52条の規定により農業委員会から提供される賃借料情報等を十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。</p> <p>2 採草放牧地については、その採草放牧地の近隣の採草放牧地に借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その採草放牧地の近傍の農地について算定される借賃の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力、固定資産評価額等を換算して算定する。</p> <p>3 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の場合、通常生産力を發揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>4 借賃を金銭以外のもので定めようとする場合には、その借賃は、それを金額に換算した額が、上記1～3までの規定によって算定される額に相当するように定めるものとする。 この場合において、その金銭以外のもので定められる借賃の支払等定めは、農業委員会が定める農地法第21条第1項ただし書の承認基準に適合するものでなければならないものとする。</p>

③ 借賃の支払方法	④ 有益費の償還
<p>1 借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の全額を一時に支払うものとする。</p> <p>2 1の支払は、賃貸人の指定する金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は、賃貸人の住所に持参して支払うものとする。</p> <p>3 借賃を金銭以外のもの で 定めた場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払等を履行するものとする。</p>	<p>1 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者は当該利用権に係る農用地を返還するに際し、民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかんを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。</p> <p>2 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費やした金額又はその時における当該農用地の改良による増価額について当該利用権の当事者間で協議が整わないときは、当事者の双方の申出に基づき、篠山市が認定した額をその費やした金額又は増価額とする旨を定めるものとする。</p>

II 混牧林地又は農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

① 存続期間（又は残存期間）	② 借賃の算定基準
I の①に同じ。	1 混牧林地については、その混牧林地の近傍の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益又は負担の程度等を総合的に勘案して算定する。 2 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産税評価額等を勘案して算定する。 3 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、I の②の3と同じ。

③ 借賃の支払方法	④ 有益費の償還
I の③に同じ。	I の④に同じ。

III 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

① 存続期間（又は残存期間）	② 損益の算定基準
I の①に同じ。	1 作目等毎に、農業の経営の委託に係る販売額（共済金を含む。）から農業の経営に係る経費を控除することにより算定する。 2 1の場合において、受託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。

損益の決済方法	④ 有益費の償還
Iの③に同じ。この損益においてIの③中「借賃」とあるのは「損益」と、「賃貸人」とあるのは「委託者（損失がある場合には、受託者という。）」と読み替えるものとする。	Iの④に同じ。

IV 所有権の移転を受ける場合

① 対価の算定基準	② 対価の支払方法
土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常取引（農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するために高額対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。）の価格に比準して算定される額を基準として、その土地の生産力等を勘案して算定する。	農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受け手が所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持ち参して支払うものとする。 出資を目的とする所有権移転の場合は、所有権の移転を受けた農地所有適格法人の取締役又は理事は所要の手続きを経て設立又は変更の登記を行うものとする。

③ 所有権の移転の時期
<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払期限までに対価の全部の支払が行われなときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。</p> <p>なお、農業者年金基金が所有権の移転を行う場合の取り扱いについては、農業者年金基金の定めるところによるものとする。</p>